

令和 8 年度流域治水広報資料作成業務委託 公募型簡易企画提案募集要領

1 目的

静岡県では、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し、市町・企業・住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害対策を行う「流域治水」に取り組んでいる。こうした流域治水の実効性を高めるには、適切な避難行動やリスクに応じた住まい方の工夫など、企業や住民が、その目的を理解し、主体的に取り組むことが極めて重要である。特に、流域の市街化が進んだ河川では、雨水を一時的に貯めたり、地中にしみ込ませることで河川の負担を軽減する流出抑制は非常に効果的であり、これまでの行政レベルで行われてきた取り組みを工場や宅地、田んぼなど、企業や住民レベルに拡大していくことが求められている。

本業務は、県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながることを目的とした広報用ツールを制作する。

2 公告

令和 8 年 8 月 19 日（水）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者： 静岡県知事 鈴木康友
- (2) 執行部署： 静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班
〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
電話 054-221-2458 FAX 054-221-3380
メール kasenki@pref.shizuoka.lg.jp

4 委託業務

- (1) 業務名 令和 8 年度流域治水広報資料作成業務委託
- (2) 業務内容 （詳細は別紙「企画提案仕様書」のとおり）
- (3) 履行期限
令和 9 年 3 月 17 日（水）限り
- (4) 契約限度額
本業務の契約限度額は 7,000,000 円（消費税込み）とする。
- (5) 委託費の支払い方法
委託業務完了検査合格後、提出された請求書に基づき、県は委託費を支払う。

5 企画提案による契約者の特定

以下のとおり企画提案により契約者を特定し、業務委託契約を締結する。

- (1) スケジュール
 - ホームページによる公告開始 令和 8 年 8 月 19 日（水）
 - 質問受付締切 令和 8 年 8 月 26 日（水）
 - 質問に対する回答期限 令和 8 年 9 月 3 日（木）

参加表明書の提出期限	令和8年9月4日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年9月4日（金）
審査対象者の選定通知	令和8年9月8日（火）
企画提案のヒアリング	令和8年9月10日（木）
契約予定者特定結果の通知	令和8年9月28日（月）

（２）参加表明書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式（別紙２）により参加の意思を表明するものとする。

ア 提出期限

令和8年8月19日（水）～令和8年9月4日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 提出先

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁本館2階

なお、参加意思表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式（別紙３）を（８）の企画提案書の提出期限までに提出すること。

（３）企画提案書の作成方法

企画提案書は以下の様式により、各必要部数を提出すること。※その他、任意様式での添付可。

様式ー１ 企画提案書

様式ー２ 予定責任者の経験

様式ー３ 予定責任者の過去３年間の同種又は類似業務実績

様式ー４ 業務実施体制及び実施計画

様式ー５ 業務実施方針

様式ー６ 特定テーマ①に対する提案

様式ー７ 特定テーマ②に対する提案

様式ー８ 委託業務見積書

■提出部数 様式１，８は各１部、様式２，３，４，５，６，７は各８部提出すること。

（４）企画提案書の内容に関する留意事項

提案者や企業名が特定又は推測できるような記載やロゴマーク等の使用は避けること。

項目	内容に関する留意事項
予定責任者の経験	・配置予定の管理責任者、担当責任者を記載する。 ・担当責任者は、実施する分担業務毎に代表責任者を１名ずつ最大２名まで記載する。 （責任者の評価は、そのうち最も高い評価となる者を採用する） ・各責任者について、経歴等を記載する。
予定責任者の過去３年間の同種又は	・管理責任者及び担当責任者が過去に従事した「同種または類似業務」の実績について記載する。

類似業務実績	・記載する業務は、過去３年間に完了した業務（令和５年４月１日から参加表明書提出日までに完了している業務）とする。 ・記載する業務は、各担当責任者が実施する分担業務に関する「同種または類似業務」とし、５件を上限とする。 （実績の評価は、そのうち最も高い評価となる者の実績を採用する） 同種業務：国、地方公共団体、又は特殊法人の展示物製作かつそれに関連した動画制作 類似業務：特殊法人を除く企業・民間団体の展示物製作かつそれに関連した動画制作
業務実施体制	・業務を実施する者について、各者の役割分担、全体の体制が分かるよう図により説明する。
業務実施計画	・業務実施スケジュールについて記載する。
業務実施方針	・県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながるための、動画編集や模型製作の工夫等について具体的に記載する。
特定テーマ①に対する提案	・小学校３～４年生に流域治水による減災効果を理解してもらうための、貴社が考える模型の演出についての戦略等を提案する。
特定テーマ②に対する提案	・流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながる、より効果的と考えられる新たな広報手法について、提案する。

（５）業務量の目安

本業務の契約限度額は、7,000,000 円（消費税込み）とする。

（６）作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法による。

（７）募集要領、企画提案書様式の入手方法

以下のホームページ上に掲載するので、ダウンロードにより入手すること

静岡県ホームページ

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/1082273/index.html>>

（８）企画提案書の提出期限

令和８年８月１９日（水）～令和８年９月４日（金）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前９時から午後５時までの間

（９）提出先

静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課 流域治水対策班

〒420-8601 静岡市葵区追手町９番６号 県庁本館２階

電話番号 054-221-2458 E-mail kasenki@pref.shizuoka.lg.jp

（１０）提出方法

上記提出先まで持参若しくは郵送にて提出すること。

（１１）企画提案のヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。参加時に写真付きの身分証明書を用意すること。

日時：令和８年９月１０日（木）（詳細な時間については、別途通知する。）

（１２）審査対象者の選定結果の通知

選定結果は、選定通知書（別紙４）又は非特定通知書（別紙５）にて、全ての企画提案者に令和８年９月８日（火）までに FAX 又は電子メールにて通知する。なお、選定結果に関する異議には一切応じない。

(13) 企画提案の審査

ア 審査

「交通基盤部河川砂防局建設工事等入札参加資格委員会」において以下の評価基準により審査し、契約予定者を特定する。

イ 評価基準 （ ）内は配点

評価項目	評価の着眼点	
予定責任者の経験及び業務実施能力 (20)	管理責任者	過去３年間の同種又は類似業務実績の有無
		今回業務への反映度
	担当責任者	過去３年間の同種又は類似業務実績の有無
		今回業務への反映度
業務実施方針等 (15)	業務実施体制、実施計画の妥当性	
	業務実施方針の妥当性	
特定テーマ①に対する提案 (25)	事業の理解度	企画・内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか
	印象度	小学校３～４年生の関心を惹きつける印象的な構成・演出となっているか
	完成度	成果品が具体的にイメージでき、かつ小学校３～４年生が理解できる内容になっているか
	独創性	豊かな企画力に裏打ちされた独創的な内容であり、その実現性が高いか
特定テーマ②に対する提案 (25)	事業の理解度	企画・内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか
	印象度	関心を惹きつける印象的な提案となっているか
	完成度	県民の流域治水に対する理解を促進し、主体的な行動につながる内容になっており、成果品が具体的にイメージできるか
	独創性	豊かな企画力に裏打ちされた独創的な内容であり、その実現性が高いか
ヒアリング (15)	専門技術力	実績として挙げた業務に中心的・主体的に参画し、専門性を有しているか
	取り組み姿勢	取組み意欲が強く感じられるか
	コミュニケーション力	質問に対する応答が明快かつ迅速であるか

(14) 特定結果の通知

特定結果は、特定通知書（別紙６）又は非特定通知書（別紙７）にて、全ての企画提案者に令和

8年9月28日（月）までにFAX又は電子メールにて通知する。なお、特定結果に関する異議には一切応じない。

6 契約条件等

（1）契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

（2）契約保証金

免除する。

7 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）契約価格の限度額を超えた場合
- （2）提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- （3）ヒアリングに遅れた場合
- （4）不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた場合
- （5）評価の公平性を害する行為があった場合

8 著作権

本業務で制作した動画・模型及びナレーション、音楽、効果音の著作権等（成果物中に本業務前から受託者が著作権を有するものが含まれている場合を除く）は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含めて、全て静岡県に帰属するものとし、発注者が本業務以降に別途、編集して使用することを妨げない。

本業務で静岡県が取得する諸権利を支障なく行使できるように、成果物に使用される文芸、音楽、美術及び写真等一切の著作物の著作権、その他制作に関連する一切の権利の処理は、すべて受託者の負担と責任において措置する。

9 その他の留意事項

- （1）企画提案書は、一者あたり一提案までとする。
- （2）企画提案書の作成及び提出に関する費用、ヒアリング参加等に係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- （3）提出された企画提案書については返却しない。また、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提案者に無断で使用しない。なお、静岡県情報公開条例により情報公開の請求を受けた場合には、公開の対象となる場合がある。
- （4）企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した予定責任者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の責任者であることについて発注者である静岡県庁の了解を得なければならない。
- （5）本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- （6）契約予定者の特定後に提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

(7) 成果品として完成される以前に、仮編集版等の提出を求め、構成などを協議することを予定している。